

受 講 案 内

受 講 者	受講対象者は安全運転管理者又は副安全運転管理者本人で、他者による代理受講は認められません。ただし、選任替えを予定している場合はその方が受講できます。この場合は速やかに選任届を所轄警察署の交通課に提出してください。
受講手続	○ 受講申出書（通知番号に枝番があるものは副管理者）は、別添の「記載例」を参照のうえ、ボールペン又は万年筆で誤りのないよう記載して下さい。 ○ 受講申出書に講習手数料（正管理者 5, 100 円、副管理者 3, 400 円）の現金又は県証紙を添えて受付に提出してください。 ※ 講習手数料が変更されました。釣銭の要らないようご協力をお願いします。 ○ 県職員は別途振替えにて処理しますので、当日手数料納入の必要はありません。
携 行 品	○ 受講申出書 ○ 筆記具 ○ 本人確認のできるもの（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）
講習資料	○ 講習当日、会場で配布します。
受講証明	○ 講習終了後、受講証明書を交付します。
受講上の 注意事項	○ 講習の受付は午前 9 時 00 分から、講習開始は午前 10 時 00 分です。 ○ 遅刻した場合は、受講をお断りすることがありますのでご注意ください。 ○ 受講申出書の記載に不備がある場合は、修正をお願いすることがあります。 ○ 会場により駐車場に限りがありますので、車の乗入れには注意してください。
受講しな かった場 合の措置	○ 自動車の使用者（事業主）は、法第 74 条の 3 第 9 項の規定により、本講習を行う旨の通知を受けたときは、安全運転管理者等に受講させなければなりません。 ○ 受講しなかった場合は、使用者等は法第 75 条の 2 の 2 第 1 項の規定により、公安委員会から必要な報告又は資料の提出を求められる場合があります。
そ の 他	○ 誤記の場合は必ず二重線で消したうえで訂正してください。（修正液・修正テープ等での訂正は不可。）訂正印は不要です。 ○ 受講申出書等は、高知県警察本部ホームページ「こうちのまもり」に掲示しています。ダウンロードもできますので、活用してください。 ○ 感染症対策のため、体調不良の方は受講を控えるとともに、講習当日は検温、マスクの着用、手指の消毒を推奨しています。 ○ いわゆる「3密」防止のため、出席者の人数を制限していますので、原則、指定日に受講してください。（他会場での受講については事前連絡をお願いします。） ○ 受講等に関する問い合わせは、高管連事務局（電話 088-821-9170、不在の場合は FAX 088-821-9180 又はメール koukanren@rondo.ocn.ne.jp）までお願いします。 ※ 事務所が、吾川郡いの町枝川 200 番地 運転免許センター内 に移転し、電話番号、FAX 番号が変更されました。